

## ●●● 堆肥センター協議会の活動状況 ●●●

### 鹿児島県良質堆肥生産利用推進協議会の活動について

鹿児島県良質堆肥生産利用推進協議会(県庁農政部農業環境対策室)

#### はじめに

本県は温暖な気候に恵まれ、畜産や園芸を中心にした農業が営まれており、全国第4位の農業粗生産額を誇っています。

しかしながら、畜産農家においては多量に排出される家畜排せつ物の適切な処理が、耕種農家においては、堆肥等を利用した土づくりの減退などが課題となっており、畜産・耕種両部門が連携した良質堆肥の生産と利用の促進が重要となっています。

このため、本県における良質堆肥の利用促進方策、良質堆肥の生産・利用技術、堆肥の低コスト生産等、広範な課題の解決に努め、家畜排せつ物の適正処理と、良質堆肥化による利用促進を図り、環境と調和した農畜産業の発展に資するため「鹿児島県良質堆肥生産利用推進協議会」を平成13年7月に設置しました。活動を始めて一年も満たないところですが、現在までの主な活動の状況を紹介します。

#### 1. 設立初年度の活動

活動初年度の13年度は地域協議会の設置等、推進体制の整備を進めたほか、堆肥生産・利用の実態調査など、今後の協議会運営の基礎となる活動を中心に実施した。

##### (1) 推進体制の整備

県協議会では、事業の総合的推進を図るため、幹事会を中心に活動することとし、幹事会の中には企画調整班と指導班を置き、主な業務は以下のとおりとした。また、地域での活動を推進するために12の地域協議会を設立し、図1のような推進体制を整えた。

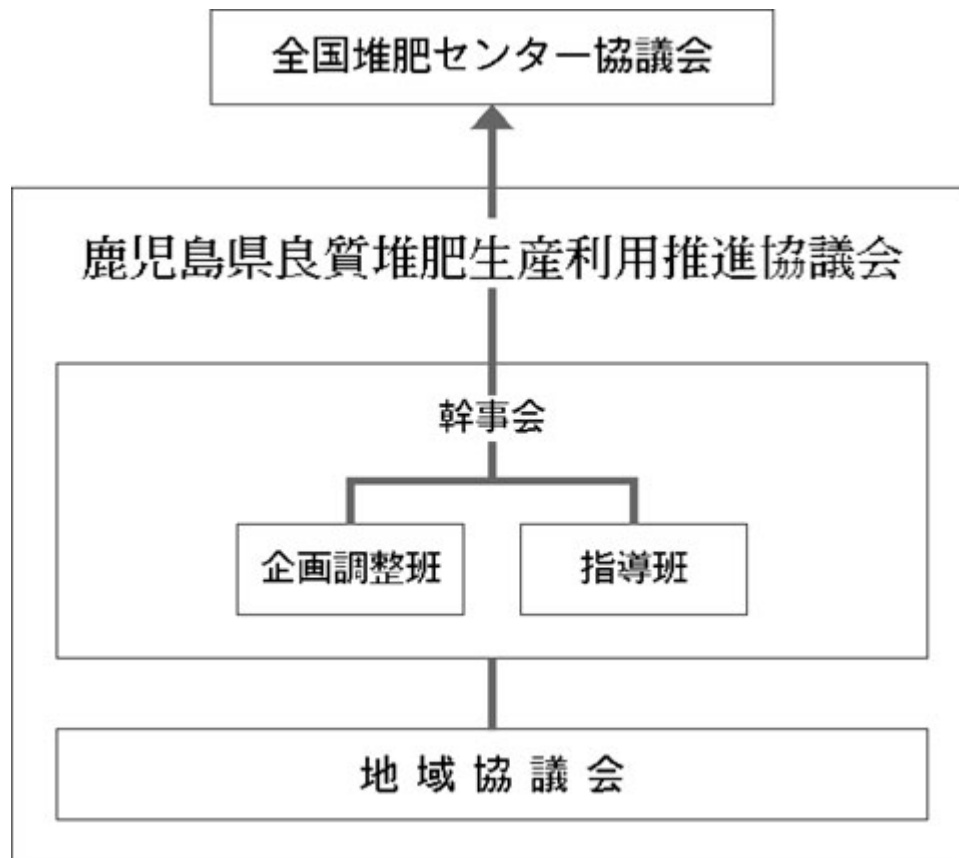


図1 協議会の推進体制

・企画調整班

- ①事業計画についての企画・立案
- ②堆肥の生産・利用に関する課題の抽出・検討
- ③堆肥に係わる普及・啓発、会員相互の連絡調整

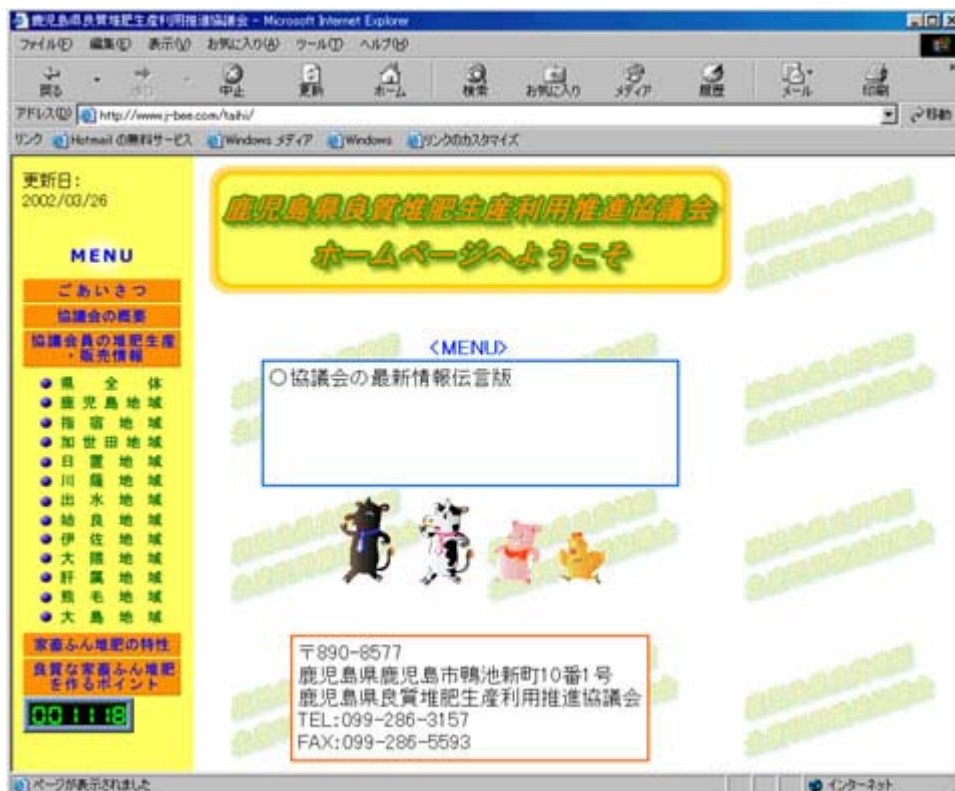
・指導班

- ①事業計画の円滑な執行や幹事会で検討された課題等についての具体的検討
- ②堆肥生産・技術の普及定着を図るため、生産・利用に係る技術指導
- ③堆肥生産・利用に係る情報の収集
- ④普及・啓発資料等の検討・作成
- ⑤堆肥の生産・利用の調査・分析
- ⑥技術実証
- ⑦モデル事例の育成・支援、改善方策等の検討等

(2)堆肥の生産・利用に関する情報の収集・提供

堆肥の生産・利用に関する情報収集のために「県外先進地事例調査」や協議会員の堆肥生産情報などを収集した。また、会報の発行や「協議会のホームページ」(写真)を開設し情報の発信等を行った。(掲載内容:製造元名、住所、連絡先、製品名、原料名、価格、散布サービス 等)ホームページアドレス

<http://www.j-bee.com/taihi>





良質堆肥生産利用推進協議会のホームページで情報提供

### (3) 良質堆肥の生産及び利用技術の普及・啓発

「県環境保全型農業推進講演会」の共催(写真)、「堆肥生産研修会」の開催、消費者・流通業者代表の会員を交えての「会員交流会」(写真)、「現地指導」等を実施し、さらに、啓発資料及び堆肥生産情報誌(写真)を作成し良質堆肥の生産及び利用技術の普及・啓発を図った。



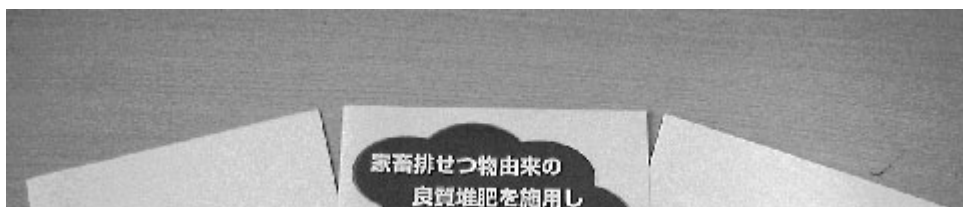
設立総会、いよいよ活動が始まる



堆肥生産研修会で熱心に勉強



活発な意見交換がなされた会員交流会



## 良質堆肥の生産・利用啓発資料

### (4)堆肥生産・利用の調査・分析、指導

堆肥の生産・利用の実態並びに県内の動向を把握し、当協議会活動の目的である良質堆肥の生産と利用の促進に資するため、当協議会員、市町村、農協などを対象に実態調査を実施した。それらのデータを分析し、調査結果のデータを提供し、堆肥センター運営の参考としてもらった。

### 2. 14年度活動計画

設立2年目の本年度は新たに、12地区で設立された地域協議会の活動促進、並びに県域での堆肥コンクールを実施し、地域の実情に応じた良質堆肥の生産と利用体制づくりを促進する計画である。主な活動としては以下のとおりである。

〔県段階〕

- ①堆肥コンクールの開催
- ②コンクール表彰式並びに技術研修会の開催
- ③先進地事例調査
- ④地域間情報交換会の開催
- ⑤幹事会(指導班)による技術指導
- ⑥会員(学識経験者,流通業者等含む)交流会
- ⑦ホームページ掲載情報の充実

〔地域協議会〕

- ①堆肥施用実証ほ設置
- ②地域の実情に応じた堆肥生産・利用計画の検討・作成

### 終わりに

環境と調和した農業の推進は、本県のみならず重要な課題であり、平成11年7月に成立した食料・農業・農村基本法においては、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等を促進することとされています。

また、同年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」などいわゆる農業環境関連三法が成立し、今後、家畜排せつ物処理施設の整備を図るとともに、堆肥利用による土づくりを積極的に推進することが必要となっています。

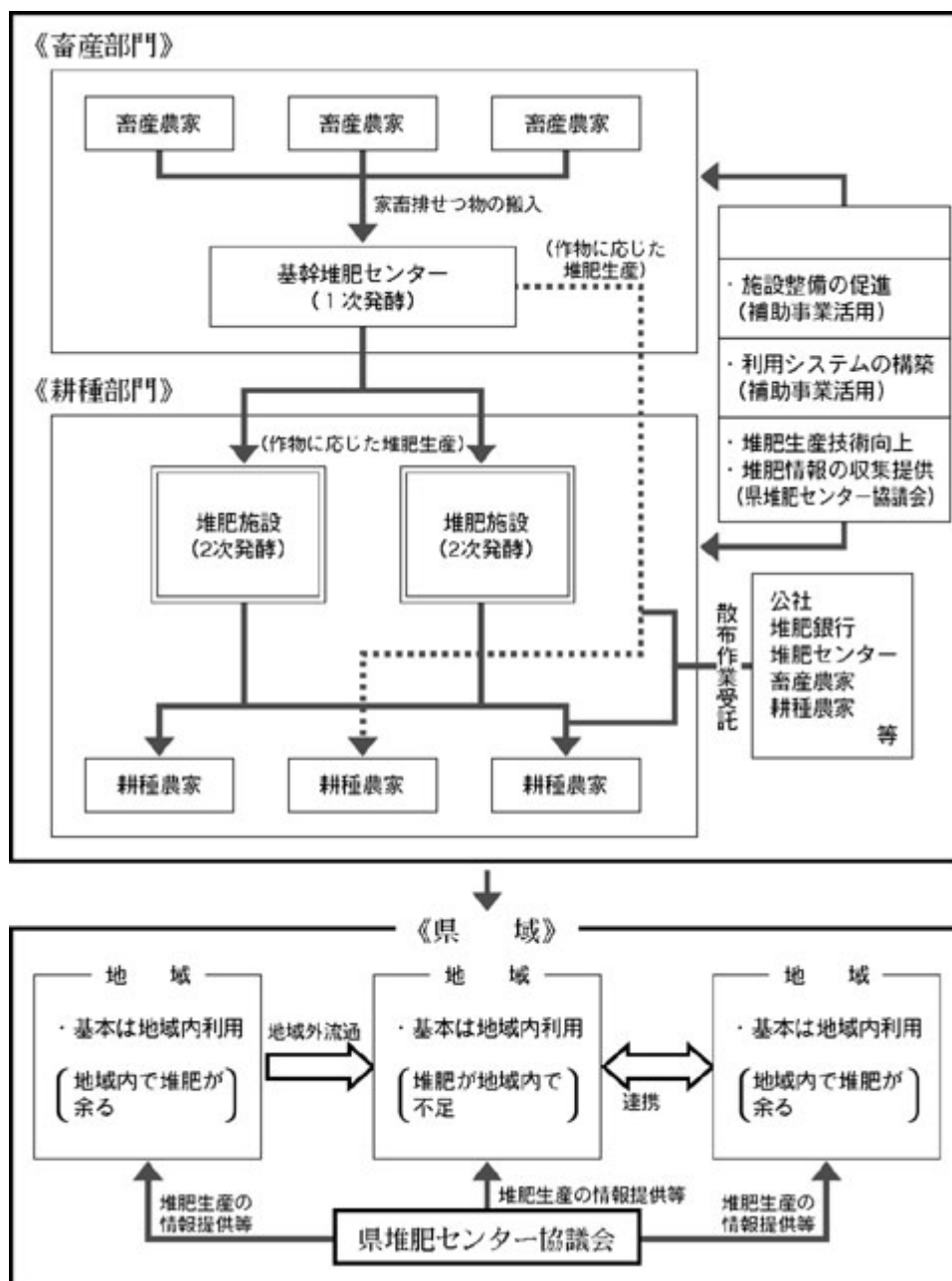


図2 家畜排せつ物の処理及び利用体系の基本的な考え

本県の家畜排せつ物については、その多くは農業利用されているものの、不適切な処理による環境への負荷の懸念や、耕種農家のニーズに応えた良質な堆肥が生産されていないなど、改善すべき点が数多くみられます。家畜排せつ物の適正な管理や、堆肥の利用促進を進めるにあたっては、畜産農家や耕種農家はもちろん、堆肥生産施設の果たす役割が重要であり、関係機関・団体が一体となって取り組むことが求められています。

このような中、本協議会では堆肥の利用促進を図るために、「いかに使ってもらいやすい堆肥を作っていくか」や「どうやって使えばいい農産物が生産できるか」など『耕畜連携』を軸にして良質堆肥の生産と利用拡大に向けた積極的な取り組みを進めていきたいと考えています。